特定権利利益の根拠となる法令の条項	対象者	延長後の満了日
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づく漁業の免許であって、同法第二十一条第一項又は第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその存続期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村が属する都道府県知事から漁業の免許を受けている者	平成二十三年八月三十一日
漁業法第五十二条第一項の規定に基づく指定漁業の許可であって、同法第六十条第一項又は第三項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	農林水産大臣から漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第三号に規定する遠洋底びき網漁業又は同項第十号に規定する中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けている者	
肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項又は第二項の規定に基づく普通肥料の生産業者の登録であって、同法第十二条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所（法人にあっては、主たる事務所）又は事業場を有する者	
農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項の規定に基づく登録検査機関の登録であって、同法第十八条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に主たる事務所若しくは従たる事務所又は農産物検査を行う場所を有する者	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第四項の規定に基づく森林施業計画の認定であって、同条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域内にある森林の森林所有者等（森林法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。）	
養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づくふ化業者の登録であって、同法第十一条第一項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又はふ化場（養鶏振興法第七条第一項に規定するものをいう。）を有する者	
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項において読み替えて適用される同法第二十四条第一項の規定に基づく動物用医薬品の販売業の許可であって、同条第二項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に店舗又は営業所を有する者	
薬事法第八十三条第一項において読み替えて適用される同法第三十九条第一項の規定に基づく動物用高度管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可であって、同条第四項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその有効期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に営業所を有する者	
種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づく品種登録であって、同法第四十五条第五項又は第六項の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその登録料の納付期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号。以下「特例年金政令」という。）第二十五条の二第一項の規定に基づく請求であって、同項ただし書の規定により、平成二十三年八月三十日以前にその請求期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百六十八号）附則第二条の規定により読み替えて適用される特例年金政令第二十五条の二第一項の規定に基づく請求であって、同項ただし書の規定により、平成二十三年三月三十一日にその請求期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者	

○国土交通省告示第二百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年三月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十四日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F—450号	不燃性材料	ULTIMATE	SAINT-GOBAIN ISOVER G+H AG	67059 Ludwigshafen Buergermeister-Gruenzweig-Strasse 1 Germany